

鳥取県公報

令和6年2月22日(木) 号外第13号

每週火·金曜日発行

		目		次	
\Diamond	調達公告	一般競争入札の実施	(鳥取県議会事務局総務課) ・		• • • • 2

調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規 定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

鳥取県議会議場の机及び椅子 一式

調達物品の内訳品目と数量は別添「鳥取県議会議場の机、椅子仕様書」(以下「仕様書」という。) による。

(2) 調達物品の仕様 入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年8月30日(金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法等

入札は、紙入札により行うものであること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること(消費税が不課税 又は非課税のものを除く。)。併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載 すること。

なお、入札金額の内訳として消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ ず、仕様書の2に示す物品の内訳品目の1単位当たりの単価(税抜)にそれぞれの数量を乗じて得た金額の 合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数 を切り捨てるものとする。) を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者 の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。) を有 するとともに、その業種区分が家具・調度品類の家具に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に 登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第 5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関 する申請書類を、令和6年2月29日(木)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2) の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後 速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれ の日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3 条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれ の日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又 は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (5) 本件公告に示した調達物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、鳥取県との 協力・連携体制を構築できるものであること。
- 3 契約担当部局

鳥取県議会事務局総務課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札の手続及び調達物品の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県議会事務局総務課

電話 0857-26-7460

電子メール gikaisoumu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和6年2月22日(木)から同年4月1日(月)までの間にインターネットの鳥取県議会のホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/gikai/) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次によ り直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年2月22日(木)から同年4月1日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書 便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に進ずるもの(親展と明記するこ と。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年4月11日(木)午後2時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月10日 (水)午後5時までとする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟2階 議長応接室

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 入札書は、入札説明書に示すところにより記載し、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒の表面に調 達物品の名称、入札者の商号又は名称及び代表者名を記載し、密封して提出しなければならない。郵便等に よる入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒の表面に調達物品の名称、入札者の商号又は名 称及び代表者名を記載し、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、密封して提出すること。 なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記
 - 載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。 (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に

令和6年4月1日(月)午後5時までに郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければな らない。なお、仕様書の4で示す参考機種以外の同等品を調達する場合は仕様内容を満たすことが確認でき

るカタログを、特注品を調達する場合は制作仕様書等を令和6年3月15日(金)午後4時までに4の(1)の 場所に提出し、同等品承認を受けなければならない。

- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) (2)の書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日ま でに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会 計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証 金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下 「調達手続特例規則」という。) 第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合にお いて、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説 明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書 に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成 された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、開札時に、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を 決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削 除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の 趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Desks and chairs for Tottori Prefectural assembly hall 1 complete set (all units)
- (2) April 1, 2024 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) April 11, 2024 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders (April 10, 2024 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : General Administration Division, Tottori Prefectural Assembly, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan TEL : 0857-26-7460